

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策課）

項 目 名	店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化及び拡充		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化（少なくとも延長）するとともに、海外ファンド等との間で行う店頭デリバティブ取引についても適用対象とするなど所要の措置を講ずること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に実施することができる取引環境を整備することで、世界に開かれた市場としての機能強化を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差し入れられた証拠金に利子を付すのが一般的である。 諸外国では、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、我が国では源泉徴収の対象となる。 このため、平成 27 年度税制改正において、諸外国とのイコールフィッティングを図る観点から、外国金融機関等が国内金融機関等に差し入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられ、平成 30 年度税制改正、令和 3 年度税制改正及び令和 6 年度税制改正において、3 年間の延長がなされた。 しかしながら、当該措置は、令和 9 年 3 月 31 日までの時限措置であるため、安定したデリバティブ取引の環境整備を図る観点から、制度の恒久化（少なくとも延長）を行う必要がある。 また、本措置の対象は、外国金融機関等に限定されており、海外ファンド等との取引は適用対象外であるため、諸外国とのイコールフィッティングを図り、取引環境を整備する観点から、適用対象を拡充するなど所要の措置を講ずる必要がある。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に実施することができる取引環境を整備する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	外国金融機関等及び海外ファンド等に対して適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現金担保の利子について、諸外国並みの税制が整備されることによって、国際的なデリバティブ市場における国内金融機関等と外国金融機関等又は海外ファンド等のイコールフィッティングが実現するため、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	国内金融機関等におけるクロスボーダーの店頭デリバティブ取引に関する現行税制を恒久化及び拡充するものであり、予算その他の措置では代替ができないため、措置として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引について、一定の外国金融機関等が活用していると見込まれる。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	国内金融機関等と外国金融機関等の税制上のイコールフィッティングが確保される。
	前回要望時の達成目標	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、安定的な取引環境を整備する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	着実に本措置を活用した取引が行われているが、時限措置であることから、安定的な取引環境の整備には至っていないため、所要の措置が必要。
これまでの要望経緯		・ 平成 27 年度税制改正 制度創設 ・ 平成 30 年度税制改正 3 年延長 ・ 令和 3 年度税制改正 3 年延長 ・ 令和 6 年度税制改正 3 年延長